資料３

亀山市人権施策基本方針

（諮問案）

平成 27 年 12 月　策定

令和　９年 ３月　改訂

はじめに

亀山市長より

目　　次

第１章　基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

１．基本方針策定の経緯　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２．基本理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

３．基本方針策定の趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

４．人権施策の体系　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

第２章　人権施策の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

１．人権が尊重される社会の実現に関する基本施策　・・・・・・・・・・　７

（１）人権尊重の視点に立った行政を推進するための施策　・・・・・・　７

（２）市民と協働して取り組む人権尊重のまちづくりのための施策　・・　９

２．人権課題の解決に向けた重点施策　・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

（１）人権啓発を推進するための施策　・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

（２）人権教育を推進するための施策　・・・・・・・・・・・・・・・・　１３

（３）相談・支援体制を充実するための施策　・・・・・・・・・・・・・　１５

３．人権課題の解決に向けた施策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７

（１）各人権課題に対する取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７

①子ども　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７

②女性　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９

③障がい者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１

④高齢者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３

⑤外国人　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５

⑥部落差別（同和問題）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２７

⑦災害に伴う人権　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２９

⑧性的指向・性自認　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３１

⑨あらゆる人権　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３３

（２）横断的な人権課題に対する取組（インターネット上の人権侵害）・・　３５

第３章　人権施策の推進体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３７

１．庁内の推進体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３７

２．市民、県、国等との連携　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３７

３．亀山市人権施策審議会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３７

４．基本方針の見直し　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３７

資料編

第１章　基本的な考え方

１．基本方針策定の経緯

（１）世界の動き

第二次世界大戦の惨禍により、人類は深刻な人権侵害を経験しました。その反省から 1945（昭和 20）年に国際連合が設立され、平和と人権尊重を国際秩序の基礎とする道が歩み始められました。1948（昭和 23）年には国連総会において「世界人権宣言」が採択され、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、尊厳と権利において平等である」という理念が世界に示されました。その後、人権保障をより具体的に進めるための条約が整備されてきました。1965（昭和 40）年の第 20 回国連総会において採択された「人種差別撤廃条約」は、人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策を遅滞なく実施すること等を主な内容とし、1969（昭和 44）年に発効されました。この条約は、人種や民族的出身等による差別を禁止し、締約国に対して法制度の整備や教育・啓発の推進を求めています。

1966（昭和 41）年には「国際人権規約（自由権規約・社会権規約）」が採択され、思想・表現・集会・教育・労働等多様な権利を具体的に保障する法的拘束力のある条約が成立しました。さらに、1979（昭和 54）年には「女性差別撤廃条約」、1989（平成元）年には「子どもの権利条約」、2006（平成 18）年には「障害者権利条約」が採択され、社会的に弱い立場に置かれやすい人々の権利を包括的に守る枠組みが整備されました。こうした条約は、日本を含む加盟国に国内法や制度の整備を義務付けるものであり、世界的に人権保障の水準を高める役割を果たしてきました。

また、2005（平成 17）年以降、国連は「人権教育のための世界プログラム」を段階的に展開してきました。第１段階では初等・中等教育における人権教育を重点とし、第２段階では高等教育や教員研修、第３段階ではメディア関係者、第４段階では若者や市民社会組織、第５段階では子どもを含む若者に焦点を当てる等、対象を広げながら人権教育を推進しています。これは、人権尊重の文化を根付かせるには教育と啓発の取組が不可欠であるという国際的な認識に基づくものであり、各国の教育政策や地域社会の取組に影響を与えてきました。

さらに、2011（平成 23）年には国連人権理事会で「ビジネスと人権に関する指導原則」が承認されました。これは、国家は人権を保護する義務を負い、企業は人権を尊重する責任を負い、被害者は救済を受ける権利を持つという「保護・尊重・救済」の三本柱を提示したものです。以降、グローバル企業やサプライチェーンにおいて人権デュー・ディリジェンスを行うことが国際的に求められるようになりました。

このように、国際社会における人権の潮流は、国家や企業だけでなく、地方自治体や地域社会にとっても無関係ではありません。教育や啓発、まちづくりのあらゆる場面において国際的な基準を踏まえ、人権尊重の取組を推進していくことが求められています。

（２）国の動き

わが国においても、日本国憲法は、1947（昭和 22）年の施行以来、「国民主権」・「平和主義」・「基本的人権の尊重」を三つの基本原理として掲げ、第 13 条において「すべて国民は、個人として尊重される」と規定し、第 14 条において「法の下の平等」を保障する等、人権尊重の視点を位置付けてきました。この理念を基盤に、日本では教育・福祉・労働・男女平等に関する法制度を整備するとともに、1995（平成７）年に「人種差別撤廃条約」に加入し、人種や民族的出身等による差別の解消に向けた取組を進めてきました。教育・啓発分野においては、2000（平成 12）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、国・地方公共団体・教育機関・事業者が協力して計画的に人権教育・啓発を推進することが明記されました。この法律を受け、2002（平成 14）年に「人権教育・啓発に関する基本計画（第一次）」が策定され、学校教育、社会教育、職場や地域における取組が体系的に進められました。そして、2025（令和 7）年には「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」が改めて策定されました。この計画では、従来の教育・啓発施策を継承しつつ、現代的課題をより幅広く取り込んでいます。特に、ビジネスと人権 の視点を新たに加え、企業活動やサプライチェーンにおける人権尊重を教育・啓発の課題として位置付けました。加えてヘイトスピーチや性的マイノリティ、ハンセン病患者・元患者及びその家族について独立した人権課題として位置付けています。

さらに法制度整備としては 2016（平成 28）年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行と 2021（令和３）年の改正により、2024（令和６）年４月から事業者にも義務化された合理的配慮の提供、2016（平成 28）年の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」、2019（平成 31）年の「アイヌ施策の推進に関する法律」、2022（令和４）年の「こども基本法」、2023（令和５）年の「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT 理解増進法）」等が挙げられます。これらは、多様な背景や属性を持つ人々が尊厳をもって暮らす社会を実現するための法的基盤を広げるものです。

また、日本政府は 2020（令和２）年に「ビジネスと人権に関する行動計画」を策定し、企業に対して人権デュー・ディリジェンス※1を推進する方針を明確化しました。これは、経済活動と人権尊重を両立させるためのものであり、教育や啓発の取組と連動しつつ、行政・企業・地域社会が一体となって人権文化を育む方向性を示しています。

しかしながら、これらの法制度は理念や方向性を示す性格を持つものも多く、インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害は深刻化しており、被害者が社会的に孤立する事例も増えている状況等を踏まえると、具体的な差別の解消に直結しているとは必ずしも言えない状況もみられます。外国人住民・外国人労働者をめぐっては、労働条件や生活環境、言語・文化の違いに起因する困難、不当な差別や偏見等、人権の尊重に関わる様々な課題が指摘されています。少子高齢化や人口減少に伴う地域の孤立や貧困の問題、男女不平等や固定的性別役割分担意識、家庭内暴力や性暴力等は依然として解決すべき重要な課題です。また、災害や感染症の流行といった非常時において、避難所や医療現場での人権配慮が十分でない事例も報告されており、誰もが安心して暮らせる社会の実現には、不断の取組が求められています。

※１　人権デュー・ディリジェンス…「企業が、自社・グループ会社及びサプライヤー等における人権への負の影響を特定し、防止・軽減し、取組の実効性を評価し、どのように対処したかについて説明・情報開示していくために実施する一連の行為」（「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン（日本政府）」）

（３）三重県の取組

三重県においては、1990（平成２）年に全国に先駆けて県議会において「人権県宣言」を決議し、人権尊重を県政の基本姿勢として明確に打ち出しました。

その後、1999（平成 11）年に「三重県人権施策基本方針」を策定し、2002（平成 14）年には「人権が尊重される三重をつくる条例」を制定する等、人権尊重を県政運営の基本理念として位置付けてきました。

そして、2022（令和４）年には、従来の条例を改正する形で「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」が制定されました。この条例は、不当な差別を含む人権侵害を明確に禁止し、あらゆる差別の解消を県の責務として位置付けています。具体的には、土地取引や雇用における不当な差別、インターネットや SNS での誹謗中傷や個人情報の不当な拡散、人種や国籍を理由とした住宅入居差別等を例示的に取り上げ、実効性のある対応を求めています。条例はまた、県に対して相談体制や紛争解決の仕組みを整備する責務を課しており、専門家を交えた第三者委員会の助言を受けつつ、申立てに基づく調査・説示・勧告を行うことができる制度を導入しました。これにより、被害者が救済につながるルートを確保しつつ、加害行為の抑止を図ることを目指しています。

加えて、2021（令和３）年には性的指向や性自認を理由とする差別やアウティングの禁止を明記した「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」も制定されており、県は複数の条例を相互に関連づけながら、差別解消と人権尊重の社会実現を進めています。

（４）本市の取組

亀山市では、2006（平成 18）年に「人権尊重都市宣言」を行い、人権尊重をまちづくりの基本理念として明確に位置付けてきました。これを起点として、2008（平成 20）年に「亀山市男女が生き生き輝く条例」を制定するとともに、2010（平成 22）年には「亀山市まちづくり基本条例」を施行し、人権・男女共同参画・国際化の視点を市政全般に反映させ、人権施策を総合的に推進する体制として「共生社会推進室」を設置し、人権啓発や教育の強化を図るとともに、2011（平成 23）年に亀山市人権に関する市民意識調査（以下、「2011（平成 23）年市民意識調査」という。）を実施し、本市における人権尊重に関する取組の現状と課題を把握し、より積極的な施策展開の必要性を確認しました。

こうした取組を踏まえ、2012（平成 24）年には「亀山市人権施策推進委員会」を設置し、人権に関する条例制定に向けた検討を進めました。その過程で明らかとなった人権課題を整理し、市及び市民それぞれの責務を明確にするとともに、人権施策を総合的に推進するため、2013（平成 25）年に一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例（以下、「人権条例」という。）を制定しました。人権条例では前文を置き、市と市民が協働して人権尊重のまちづくりに取り組む姿勢を明確にしています。

この人権条例に基づき、具体的な施策を体系的に示すものとして、2015（平成 27）年に亀山市人権施策基本方針（以下、「基本方針」という。）を策定しました。基本方針の策定にあたっては、「亀山市人権施策審議会」を設置し、市民意識調査や県・国の調査結果、各種人権関連資料の分析を踏まえながら、本市の課題と施策の方向性について検討を重ねてきました。

その後、本市では、基本方針に基づき、行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立った施策の推進を図るとともに、行政職員の研修機会の確保として、三重県人権・同和教育研究大会への参加や市職員人権研修を実施する等して、職員の人権意識と対応力の向上に努めてきました。

あわせて、学校教育における人権学習をはじめ、地域・関係団体と連携し、幼児期から生涯にわたる様々な場面での人権教育を推進するとともに、市民・関係団体と協働して「ヒューマンフェスタ in 亀山」の開催や、行政出前講座の実施、市広報紙への掲載、啓発チラシの配布等を通じて、家庭・地域・学校・職場等、あらゆる場や機会を捉えた人権啓発を継続的に進めてきました。さらに、人権擁護委員による人権相談をはじめ、関係機関と連携しながら、人権に関する悩みや問題に対する相談・支援体制の充実を図り、問題解決に向けた取組も進めてきました。

しかしながら、基本方針の策定から 10 年が経過する中で、社会情勢の変化等に伴い、人権課題はさらに複雑化・深刻化しています。2024（令和６）年に実施した亀山市人権問題に関する市民意識調査（以下、「2024（令和６）年市民意識調査」という。）では、人権施策の認知度の低さ、男性や若年層における人権に関する取組への関心や参加の不足、相談窓口の周知不足、課題分野ごとの関心の偏り等が明らかになりました。また、インターネットによる人権侵害の防止、外国人住民との共生社会の推進、男女平等や性的マイノリティへの理解促進、災害時や感染症対応時の人権侵害防止等に加え、社会とのつながりを持つことが難しい人々への理解と支援の視点も含め、新たな人権課題への対応も求められています。

こうした状況を踏まえ、本市では、これまで築いてきた人権施策の枠組みと成果を継承しつつ、社会の変化や市民意識の現状に即した施策へと見直すため、基本方針の改訂を行うこととしました。今後は、より実効性のある施策体系を構築し、「一人ひとりの人権が尊重されるまち」の実現に向けた取組を一層推進していきます。

２．基本理念

人権施策を進めていく上での基本理念を次のように定めます。

みがこう、人権感覚　　広げよう、人権の輪
めざそう、一人ひとりの人権が尊重されるまち

本市では、「一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例（人権条例）」の前文において、「人は誰でも、生まれながらにして、自分らしく、幸せに生きるという基本的な権利を持っている」ことを確認するとともに、「すべての人の命を尊び、生きがいを持って生活し、互いにかけがえのない存在として認め合う亀山市を将来にわたって築いていきたい」との思いを掲げています。

また、人権条例では、一人ひとりが、互いに個性や多様性を認め合い、自らの責任を果たしながら、思いやりを持って共に支え合い、協働して人権尊重のまちづくりに取り組むことによって、「一人ひとりの人権が尊重される社会」を実現していくことを目指しています。

2015（平成 27）年以降、基本方針では、こうした人権条例の理念を踏まえ、「みがこう、人権感覚　広げよう、人権の視点　めざそう、一人ひとりの人権が尊重されるまち」を基本理念として掲げ、市民が一人ひとりの人権を自分自身の問題として捉え、人権の視点を身近な生活や地域社会へと広げていくことを重視してきました。

その結果、学校や地域、職場等において人権に関する学びや取組が積み重ねられ、人権尊重の意識は着実に広がってきました。しかしながら、その広がりはまだ十分とは言えず、これからも行政や学校を含むあらゆる主体が人権尊重の担い手として、自らの人権感覚や対応を問い直し続ける必要があります。

一方で、2024（令和６）年市民意識調査からは、人権施策への関心や参加に偏りが見られることや、地域や世代、立場によって人権課題の捉え方に差があることも明らかになっています。また、社会の複雑化や人とのつながりの希薄化が進む中で、孤立や分断が新たな人権課題として顕在化しています。

こうした状況を踏まえ、本基本方針では、これまで培ってきた「人権感覚」や「人権の視点」を基盤に、市が人権尊重の責務を担う主体としてその実現に責任を持ちながら、市民、地域、学校、家庭、事業所等の多様な主体が連携し、学校教育をはじめ地域活動や職場研修等の社会教育を通じた人権尊重の取組を積み重ねていくこととします。あわせて一人ひとりの気づきや学びを点で終わらせるのではなく、互いの立場や役割を尊重しながら結び付け、支え合いの輪をつなげ、さらに広げることで、基本理念の実現を目指していきます。

３．基本方針策定の趣旨

この基本方針は、基本理念の実現に向けて、人権条例第５条に規定する人権施策を総合的に推進するために策定します。

４．人権施策の体系

人権条例第５条において、基本方針に定めるべき事項として、人権が尊重される社会の実現に関する基本的な事項、人権に関する問題の解決に向けた重点施策に関する事項、人権施策の推進のために必要な事項としていることを踏まえ、基本理念の実現に向けて取り組む人権施策の体系を次のとおり定めます。

＜人権施策の体系＞

【基本理念】
みがこう、人権感覚　　広げよう、人権の輪
めざそう、一人ひとりの人権が尊重されるまち

人権が尊重される社会の実現に関する基本施策

（１）人権尊重の視点に立った行政を推進するための施策
（２）市民と協働して取り組む人権尊重のまちづくりのための施策

人権課題の解決に向けた重点施策

（１）人権啓発を推進するための施策
（２）人権教育を推進するための施策
（３）相談・支援体制を充実するための施策

人権課題の解決に向けた施策

（１）各人権課題に対する取組
①子ども
②女性
③障がい者
④高齢者
⑤外国人
⑥部落差別（同和問題）
⑦災害に伴う人権
⑧性的指向・性自認
⑨あらゆる人権

（２）横断的な人権課題に対する取組
（インターネット上の人権侵害）

人権施策の推進にあたって

（１）庁内の推進体制
（２）市民、県、国等との連携
（３）亀山市人権施策審議会
（４）基本方針の見直し

第２章　人権施策の推進

Ⅰ．人権が尊重される社会の実現に関する基本施策

（１）人権尊重の視点に立った行政を推進するための施策

【現状と課題】

本市では、2013（平成 25）年の人権条例制定・施行を契機に、2015（平成 27）年に基本方針を示し、福祉や教育にとどまらず、住まい・雇用・防災・まちづくり等、あらゆる行政施策に共通する人権尊重の視点に立った取組を進めています。

一方、2024（令和６）年市民意識調査では、人権侵害事例を見聞きしても「無視した」や「いけないと思うが対処法が分からず、何もしなかった」といった回答が多く、問題意識が行動に結びついていない状況がみられるため、人権問題を自らの課題として捉え、適切に判断し行動できる力を育むことが重要です。また、「子どもの権利条約」の認知度については前回調査より 10 ポイント以上上昇し、子どもに関する施策が推進される中、こども家庭庁が 2023（令和５）年に創設され、少子化の進行等の社会変化に対応した取組も求められています。近年、様々な要因が重なり制度の狭間が生じることで、支援につながりにくくなり、困難が深まるケースもみられます。人権相談でも、複数の問題が重層的に絡み合う事例が増えており、分野ごとの個別対応だけでは不十分な状況となっています。

こうした分野横断的な課題が顕在化している事例の一つとして、住まいの分野では、令和４年度の三重県「宅地建物取引に関する人権問題の実態調査」で、家主から入居を断るよう指示された経験があると回答した宅建業者の割合が、外国人で 40.8%、高齢者で 27.8%、障がい者で 11.2%となり、前回調査より減少はしたものの依然として高い水準にあります。また、性的マイノリティのカップルについても 1.8%が入居拒否を受けたと回答しています。一方で、外国人への入居拒否を「差別だと思う」とした割合は 36.2%にとどまり、差別と認識できていない回答が多かったことから、引き続き差別意識の解消に向けた取組が必要です。このような状況を踏まえ、国の「住宅セーフティネット法（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律）」の趣旨に沿い、高齢者・障がい者・外国人・子育て世帯・DV 被害者等の住宅確保要配慮者が円滑に入居できる環境整備を進める必要があります。

2011（平成 23）年の「障害者基本法」の改正や、2016（平成 28）年に「障害者差別解消法」の施行とその後の法改正により、行政や民間事業者に対する合理的配慮の提供義務が課され、社会全体で障がいのある人への障壁を取り除く取組の必要性が高まっています。本市においては、市立図書館等の公共施設のバリアフリー化や亀山公園におけるインクルーシブ遊具の整備等、障がい者に限らず、すべての人にとって利用しやすい環境づくりを進めています。今後もユニバーサルデザインのまちづくりに向けて公共施設等のバリアフリー化を継続するとともに、手話通訳者や遠隔手話通訳タブレットの設置等による案内・情報提供の充実に加え、合理的配慮への理解を推進していく必要があります。

また、貧困は、教育・就労・住まい・健康等生活のあらゆる場面に影響を及ぼし、人権課題の背景や要因となるおそれがあります。厚生労働省の 2024（令和６）年「国民生活基礎調査」では生活について 28%の世帯が「大変苦しい」と答えています。また、非正規雇用の拡大や子育て世帯に占めるひとり親世帯の割合は高水準で推移し、加えて地域のつながりの希薄化等を背景に、経済的困難が孤立や情報格差、健康格差と重なりやすい状況にあることから、貧困を個人の問題ではなく社会全体の課題として捉え、包括的な支援とつながりの再構築を図ることが求められています。

【方針】

行政のあらゆる分野において、人権尊重の視点に立って取り組むとともに、互いに連携して総合的に人権施策を推進します。

【取組】

●市民一人ひとりが人権尊重の態度を習慣として身につけ、日々の暮らしの中で実践することが当たり前となる社会の形成を目指し、分野間の連携を図りながら、市政のあらゆる施策を人権尊重の視点を持って総合的に取り組みます。

●市民が自らも他者も権利の主体であることを認識し、人権について理解を深め、日常生活の中で適切な判断や行動につなげられるよう、子どもをはじめ、それぞれの発達段階や状況に応じた人権教育・啓発活動を推進します。

●民間賃貸住宅の入居拒否が生じないよう、県や関係団体と連携して人権啓発を推進し、すべての人が安心して暮らせる住環境の確保に努めます。また、高齢者・障がい者・ひとり親世帯等については、特に居住の安定を図る必要があるものと捉え、市営住宅に優先的に入居できる運用を行います。

●ＤＶ被害者等の緊急に住居を必要とする人に対しては、市営住宅の活用を含めた関係機関が連携しながら迅速に居住に関する支援体制を確保します。

●すべての人が社会参加の機会を確保できるよう、公共施設等のバリアフリー化を引き続き推進するとともに、案内・情報提供の充実や合理的配慮への理解促進を図り、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

●誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、各種福祉サービス等が利用しやすい環境づくりを進めるとともに、制度の狭間に置かれた人や複合的な課題を抱える人に対しても支援が届くよう、亀山市社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、包括的かつ重層的な支援に努めます。

（２）市民と協働して取り組む人権尊重のまちづくりのための施策

【現状と課題】

「亀山市まちづくり基本条例」では、市民がまちづくりに参加する権利を有し、その権利の行使に際して、国籍、人種、信条、性別、社会的身分、障がいの有無等により差別されないことを定めるとともに、市民の権利や自主性を尊重し、相互に尊重し、協力し合ってまちづくりを進めることを基本としています。

本市では、協働事業提案制度等を活用し、市民と行政との協働によるまちづくりを進めていますが、コロナ禍による活動休止で市民活動団体等の活動が縮小し、協働の取組にも影響が及んでいます。こうした課題に対し、2025（令和７）年４月に開設した市民活動・ボランティアセンター「ぷらっと」を通じて、亀山市社会福祉協議会との連携のもとに中間支援機能の強化を図っており、今後は、コーディネート機能を充実させ、人権尊重の視点に立ちながら多様な主体の参画をより一層促進していく必要があります。

また、人権条例では、市民が多様な学びの場を通じて人権意識の向上に努め、市と協働して人権尊重のまちづくりに取り組むことを定めています。本市では、市民と共に「ヒューマンフェスタ in 亀山」を企画・開催するとともに、人権に関わる市民活動団体等と連携して取組を進めてきました。また、2020（令和２）年７月に設立された亀山市人権教育推進協議会には、行政をはじめ、学校や市民活動団体、事業所等が参画し、それぞれの立場から人権教育や啓発の取組を共有・交流しています。さらに、市民を対象とした行政出前講座を実施する等、幅広い世代に学びと対話の機会を提供し、市民が人権を身近な課題として捉える機会を広げてきました。

しかし、イベント等への参加については、参加者の固定化や参加者数の伸び悩みが見られ、より多くの市民が関心を持ち主体的に参画できる仕組みづくりが課題となっています。

人権条例前文では、「すべての人の命を尊び、生きがいを持って生活し、互いにかけがえのない存在として認め合う」ことや、「思いやりを持って共に支え合う」ことを掲げています。少子高齢化や核家族化の進行、単身世帯の増加等の社会構造が変化する中で、地域のつながりの希薄化が進み、高齢者の単身世帯の孤立や子育てに関する悩みを抱えたまま孤立する等のケースに対応した支援を必要とする状況が多様化しています。また、近年は全国的に大規模災害の発生も相次いでおり、平時のみならず災害時においても、地域における助け合いや見守りの力が一層重要となっています。

こうした状況を踏まえ、行政の取組だけでなく、市民一人ひとりが地域の担い手として主体的に関わり、誰もが参加できる支え合いの地域づくりを進めていくことが求められています。

【方針】

市は、市民の参加及び協働により人権施策を推進するとともに、市民が行う人権尊重のための多様な活動を支援します。また、市民は多様な学びの場を通じて自ら人権に関する意識の高揚に努め、市と協働して人権尊重のまちづくりに取り組みます。

【取組】

●市※2は、市民と共に人権に関する学びの場を企画・運営し、多様な立場の人が参加し対話できる機会を広げます。また、人権施策の推進にあたっては、市民の意見や提案を取り入れながら、協働による取組を進めます。

●市は、市民活動団体が自主的・主体的に行う人権尊重に関する活動に対し、情報提供や活動の場の提供等の支援を行うとともに、互いの活動を共有し、交流を深める機会を設けることで、人権課題の解決につながる取組を推進します。

●市民は、家庭・地域・学校・職場等の日常生活のあらゆる場において、多様な人とのふれあいや経験を通じて互いを尊重する心や態度を育み、人権感覚を磨くとともに、人権尊重の行動を実践するよう努めます。

●市民は、学習会や講演会等の様々な機会に積極的に参加し、対話や交流を通じて理解を深めるとともに、その学びを地域や職場等で生かしながら、市と協働して人権尊重のまちづくりを進めます。

●市民は、地域において、「自分たちの住む地域は、自分たちで創りあげる」という考えのもと、国籍・性別・年齢・障がいの有無等を問わず誰もが参加でき、平時に限らず災害時においても、地域の助け合いや見守り活動等を行う地域づくりを進めます。

●市は、行政出前講座や総合防災訓練等を通じて、多様な立場の住民が互いのニーズを理解し合う機会を提供するとともに、平時から災害時まで切れ目のない共助の体制づくりを推進します。

※２　人権尊重のまちづくりは、行政だけで実現できるものではなく、市民と相互に連携、協働して進めることが重要です。このため、本項では、取組の主体が「市」と「市民」の双方に及ぶため主体を明記して整理します。

２．人権課題の解決に向けた重点施策

（１）人権啓発を推進するための施策

【現状と課題】

本市では、基本方針に基づき、人権尊重の意識高揚を図るため、家庭・地域・学校・職場等のあらゆる場や機会を捉えた人権啓発に取り組んできました。人権啓発チラシの各戸配布や公共施設への配架、市広報「共生コラム」や行政出前講座、学校における人権学習、市内小中学生を対象とした人権ポスターの募集・展示等、継続的な情報発信と学習機会の提供を行っています。さらに、「ヒューマンフェスタ in 亀山」をはじめ、人権週間等の各種啓発週間にあわせた集中的な取組や、亀山市人権教育推進協議会・人権擁護委員・人権に係る市民活動団体との連携を通じ、市民が人権について学び、考える機会の充実を図ってきました。

2024（令和６）年市民意識調査において、「人権に関する宣言・条約・法律・条例の認知度」では、「世界人権宣言」等国レベルの制度は 60％を超え比較的高い認知を示している一方で、三重県及び亀山市の条例や宣言については 20～30％台にとどまり、地域に根ざした制度の認知は十分とは言えない状況が明らかとなっています。

また、「亀山市で実施されている人権に関する取組の認知・参加状況」では、「広報・チラシ等による啓発」が 39.4％、「人権習字・ポスターの展示」が 31.5％、「ヒューマンフェスタ in 亀山」が 27.4％となっており、2011（平成 23）年市民意識調査と比較すると、「ヒューマンフェスタ in 亀山」は 15.6 ポイント、「人権週間における街頭啓発」は 7.7 ポイント増加する等一定の広がりがみられます。一方で、「見たり聞いたりしたものはない」も 32.1％に上っており、取組が市民全体に十分に届いているとは言い難い状況がうかがえます。

しかし、人権問題への関心は高い水準を維持しており、「インターネットによる人権侵害」等への関心が特に高く、インターネット上の誹謗中傷は８割以上が「許せない人権侵害である」と回答しています。また、「そっとしておけば、部落差別は自然になくなっていく」との意見は、「そう思わない」等が６割近くとなり、2011（平成 23）年市民意識調査より 8.5 ポイント増加し、2022（令和４）年に実施した令和４年度人権問題に関する三重県民意識調査（以下、「2022（令和４）年三重県民意識調査」という。）よりも高い結果となっています。さらに、「女性の人権が尊重されてないと感じること」では「固定的な役割分担意識」と回答した割合が 23.5 ポイント増加する等、男女平等に対する意識の変化もうかがえます。

その一方で、「差別だという訴えをいちいち取り上げていたらきりがない」との意見に「そう思う」等が３割近くとなり、差別を個別の問題として軽視する傾向も一定程度存在しています。さらに、外国人の就労における不利益な取扱いを容認する趣旨の設問に対し、肯定的に回答した割合が約３割見られる等、無意識の偏見や固定観念が今なお残っていることがうかがえます。

啓発事業への参加については、一定の参加者を確保しているものの、参加者の固定化や世代間の偏りが見られ、若年層や男性層への広がりが十分とは言えない状況があります。情報媒体の多様化が進む中で、紙媒体や従来型の広報に加え、ＳＮＳやデジタル媒体の活用等、世代の特性に応じた情報発信の工夫が求められています。

【方針】

人権尊重の意識向上と実践力の育成を図るため、家庭・地域・学校・職場等のあらゆる場や機会を捉えて人権啓発を進めます。

【取組】

●日常生活の中で人権への配慮が具体的な行動や態度にあらわれるよう、家庭・地域・学校・職場等のあらゆる場や機会を通じて子どもから大人まで各段階に応じた人権啓発を進めます。

●より効果的な人権啓発を行うため、人権週間・障害者週間・男女共同参画週間等の機会を捉え、集中的な啓発活動を実施します。

●地域まちづくり協議会や自治会等への出前講座の実施等を通じ、地域での学習機会の充実を図り、人権条例をはじめとする人権に関する法律や取組の周知を強化します。

●情報を取得する手段や世代の特性を踏まえ、市広報紙や市ホームページ・ＳＮＳ・行政情報番組等の多様な媒体を活用し、効果的な情報発信を図ります。特に、若年層や男性層にも届くよう内容や手法を工夫するとともに、インターネットによる人権問題への啓発を充実させます。

●人権擁護委員等と連携しながら、多様な主体による人権啓発活動を推進するとともに、市民が主体的に学び、参加できる機会の充実を図ります。また、市民活動団体等が行う自主的な人権尊重に関する取組を支援し、地域全体で人権意識を高める環境づくりを進めます。

（２）人権教育を推進するための施策

【現状と課題】

「人権教育・啓発に関する基本計画（第２次）」では、人権教育を単なる知識の習得にとどめず、人権感覚の涵養や実践的な態度の育成を重視することが明確に示されています。また、インターネット上の人権侵害への対応、「ビジネスと人権」への取組、複合差別の視点等の現代的課題への対応が新たに強調されています。あわせて、家庭・地域・学校・職場等が連携した総合的な推進や、発達段階に応じた効果的な教育・啓発、参加型・体験型の手法の活用の重要性が示されています。

三重県においても、2024（令和６）年に「三重県人権教育基本方針」、2025（令和７）年に「三重県人権教育ガイドライン」の改訂が行われ、人権を「知識」として理解するにとどまらず、日常生活の中で実践できる人権感覚の育成や、多様性を尊重する態度の形成、インターネットに関わる人権課題への対応等がより重視されています。本市においても、県の方針を踏まえ、県作成の学習指導資料の活用等を通じて具体的な人権課題の解決へ向けた実践的行動力の育成を進めています。

市内小中学校の人権教育では、仲間づくりを基盤とし、いじめや差別を許さない風土の醸成を図るとともに、子どもが人権侵害や差別の問題を自らの課題として捉え、主体的に解決していく態度や実践力の育成を目指しています。各小・中学校や中学校区で人権集会や人権フォーラムを開催し、児童・生徒が互いの考えを交流しながら学びを深める機会を設けています。また、保育所・幼稚園・認定こども園、小・中学校、高校の代表等が参画する亀山市人権教育推進協議会を開催し、情報共有を行うとともに、発達段階に応じた人権教育の充実に努めています。

一方で、小・中学校や中学校区の計画に基づく実践は進んでいるものの、就学前から高校までを見通した体系的な連携、教職員間の知見の継承等が十分とは言えない状況もみられます。

今後は、校種間の連携を一層強化するとともに、教職員の学び合いの機会を充実させ、継続的な質の向上を図る必要があります。

2024（令和６）年市民意識調査では、効果的だと思う教育・啓発方法として「学校の授業」が75.3%で最も高く、次いで「職場の研修」が 56.1%、「行政の広報」が 39.2%となっています。年代別では、「職場の研修」は若年層で高い一方で、「行政の広報」は高齢層で高い傾向が見られる等、世代ごとに効果が期待される手法が異なることが明らかとなっています。

本市では、学校教育における人権学習の充実と併せて社会教育の観点から、地域や事業所等への出前講座の実施、広報媒体の特性を活かした情報発信等、世代や生活の場に応じた人権教育の推進を図っています。また、市職員に対する人権研修を計画的に実施するとともに、三重県人権教育研究協議会主催の豊かな就学前人権教育実践交流会や三重県人権・同和教育研究大会に行政職員や教職員が参加し、人権感覚の向上と教育内容の質の向上に努めています。

【方針】

すべての人々の人権が尊重される社会の実現を目指し、自他の人権を守るための実践行動力を育むため、幼児期から生涯にわたる様々な場面において、人権教育を進めます。

【取組】

●亀山市人権教育推進協議会を中心に、保育所・幼稚園・認定こども園から小・中学校、高校までの校種間の情報共有・連携を進め、発達段階に応じた体系的な人権教育を推進します。

●各種研究大会等への参加を促進するとともに、市教育委員会主催の人権研修会や各校での校内研修を通じて実践や知見を共有・継承し、教職員等の人権感覚と実践力の向上を図ります。

●家庭は、子どもの成長に大きな影響を与える重要な場であり、子どもが「自分は唯一無二で大切な存在である」ことを実感し、自他の尊厳と権利を理解して、差別や偏見をなくす姿勢を育めるよう、保護者対象の講演会や授業公開、人権通信の発行等を通じて家庭との連携を強化します。

●子ども総合相談体制やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携し、複雑化・多様化する家庭課題に対する支援を充実するとともに、家庭内でも虐待等の人権侵害が起こり得ることを踏まえ、相談先の周知や早期把握・対応により、子どもの安全・安心の確保を図ります。

●日常生活の営みを通じて価値観や行動様式を形成する重要な学びの場である地域において、生涯にわたり人権を学び続けることができる環境を整備するため、公民館講座や各種研修会、行政出前講座等を通じて多様な学習機会を提供します。

●事業所等への出前講座や情報提供を通じて、「ビジネスと人権」の視点を踏まえた企業の人権尊重責任の周知や国際化の進展に対応した多文化共生の理解促進を図る等、関係機関と連携して人権教育を推進します。

●市民生活に密接に関わる市職員・教職員や保健・福祉関係者等に対し、人権大学講座や県主催研修への派遣等の計画的な研修を継続し、研修で得た学びや成果を広く共有・展開することで、人権尊重の実践体制の強化に努めます。

（３）相談・支援体制を充実するための施策

【現状と課題】

2024（令和６）年市民意識調査において、「今までに、自分の人権が侵害されたと思ったことの有無」では、「ある」と回答した人が 38.6%、「ない」が 61.4%で、2011（平成 23）年市民意識調査と比較すると「ある」と回答した人は 8.4 ポイント増加しており、2022（令和４）年三重県民意識調査の結果を上回っています。このことから、人権侵害を自らの問題として認識する人が増加している一方で、人権侵害を経験した人が一定割合存在する実態が明らかとなっています。

人権侵害の内容については、「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」が 51.8%で最も高く、次いで「職場におけるハラスメント（セクハラ・パワハラ等）」が 42.4%、「いじめ」が 31.7%となっています。また、「名誉・信用のき損、侮辱」「プライバシーの侵害」「差別」のいずれも 20%前後に上っており、侵害の内容が多岐にわたっている状況がみられます。特に、2024（令和６）年市民意識調査の「職場におけるハラスメント（セクハラ・パワハラ等）」を 2011（平成 23）年市民意識調査における「セクシュアル・ハラスメント」と比較すると 36 ポイント増加しており、職場環境における人権課題の顕在化がみられます。

一方で、「人権侵害があったときの相談相手」については、「友人、同僚、上司」が 46.4%、「両親、兄弟姉妹、子ども、親戚」が 29.7%と、身近な人への相談が中心となっています。市や県の相談窓口等公的機関への相談は１割未満にとどまり、「自分で処理（解決）した」が 22.5%、「何もしなかった」が 25.4%となっていることから、専門的な支援や公的相談につながりにくい状況がうかがえます。

さらに、「学校の先生」への相談は 2011（平成 23）年市民意識調査から 3.5 ポイント増加している一方で、市や県の相談窓口への相談は 2.8 ポイント減少しており、公的相談機関の利用促進や相談しやすい環境づくりが課題となっています。

本市では、人権擁護委員による人権相談・女性相談・障がい者相談・子ども総合相談等、内容に応じた相談窓口を設置し、津地方法務局・三重県人権センター・鈴鹿地域防災総合事務所等の関係機関と情報共有を図りながら対応するとともに、複合的課題を抱える事案への支援を行っています。

しかし、相談内容は、家庭問題・経済的困難・ＤＶ・虐待・いじめ・職場におけるハラスメント等が重層的に絡み合うケースが増加しており、単一の窓口では解決が困難な事案も少なくありません。さらに、ＳＮＳやインターネット上の誹謗中傷・差別的書き込み等、匿名性・拡散性の高い人権侵害が顕在化する中で、被害の早期把握や適切な相談・救済につなげる体制の強化が求められています。

また、「どこに相談すればよいか分からない」、「相談するほどのことではないと思った」との理由により相談行動に結び付いていない状況もみられます。今後は、相談窓口の一元的かつ分かりやすい情報提供を進めるとともに、関係機関が横断的に連携する包括的な支援体制のさらなる充実が必要です。

【方針】

人権に関する悩みや問題に対し、誰もが安心して相談できる環境を整えるとともに、関係機関との連携のもと、早期発見・早期対応を図り、相談・支援体制の充実を進めます。

【取組】

●誰もが安心して悩みや問題を相談できる環境づくりのため、早期相談の重要性や、相談窓口や相談につながるしくみ等の必要な情報について、市広報紙・市ホームページ・ＳＮＳ等の多様な媒体を活用した情報の周知を図ります。

●相談者の立場に立った的確な助言や支援が行えるように、相談員等の専門性の向上を図ることで、複雑化・多様化する相談内容に対応できる体制の充実に努めます。

●人権侵害事案の早期解決を図るため、津地方法務局・三重県人権センター・鈴鹿地域防災総合事務所・人権擁護委員等の関係機関及び庁内各部署等と連携することで、個別の事象に応じた適切な支援体制の充実を図ります。

●ＳＮＳやインターネット上の誹謗中傷、差別的書き込み等の新たな人権侵害に対応するため、三重県をはじめとする関係機関と連携し、相談・救済につなげる体制を整備し、被害者支援の充実を図ります。

●民生委員・児童委員、保護司、地域で見守り活動を行う団体等と連携し、地域における悩み事や人権問題の早期発見・早期対応を図る等、地域全体で支え合う体制を強化します。

３．人権課題の解決に向けた施策

（１）各人権課題に対する取組

①子ども

【現状と課題】

1989（平成元）年に国際連合で採択された「子どもの権利条約」は、子どもを保護の対象であると同時に「権利の主体」として位置付け、その尊厳・生存・発達・保護及び参加の権利を保障することを求めています。わが国においても令和５年にこども家庭庁が創設され、同年「こども基本法」が施行される等、子どもの権利を総合的に保障する体制の整備が進められています。「こども基本法」では、子どもとは心身の発達の過程にあるものを指し、年齢で一律に区切らないと定められるとともに、子どもを単なる保護の対象にとどめず、権利の主体として尊重することが明確にされています。

本市においても、「亀山市こども計画」や「亀山市いじめ防止基本方針」等に基づき、子どもの健やかな成長を支える取組を進めてきました。また、子どもを権利の主体として尊重し、最善の利益の保障を図るため、令和８年７月に「亀山市こどもがかがやくまち条例」を施行し、18歳を過ぎても支援が必要な場合は切れ目のない支援の対象とすることや、権利侵害があったとき等に相談・救済につながる体制の整備、こどもの権利救済委員会の設置を定めました。

2024（令和６）年市民意識調査では、「関心のある人権問題」の設問では、「子どもへの虐待」、「いじめ・体罰」はいずれも上位に挙げられており、子どもの人権に対する関心の高さがうかがえます。また、子どもの人権が尊重されていないと思うことについて、「大人が子どもの意見を聞かずに自分の意見を子どもに強制すること」と回答した割合は、18～29 歳で 71.0%、30 歳代で 60.5%であるのに対し、40～70 歳代では３割台となっており、子どもの意見を尊重することに対する意識には世代による違いがみられます。

さらに、全国的に児童虐待相談対応件数は増加傾向が続いており、依然として高い水準です。本市においても増減を繰り返しながらも高い水準で推移しています。虐待は、身体的・心理的・性的虐待や育児放棄（ネグレクト）等多様な形で発生しており、背景として、家庭の経済的困難や孤立、保護者の不安やストレス等、様々な事情が重なる場合もあります。また、家族の介護や世話を担うヤングケアラーの問題も顕在化しており、子どもの学習や生活、将来の選択に影響を及ぼすことが懸念されています。障がいの有無や国籍、性のあり方、登校状況等、様々な背景や状況にある子どもが安心して学び育つことができる包摂的な環境づくりも重要であり、子どものウェルビーイング※３の向上を総合的に図る視点が求められています。

これまで多様な支援体制の整備を進めてきましたが、困難が表面化しにくいケースの早期把握や就学前から切れ目のない支援の強化等、子ども自身が安心して相談できる環境づくりは引き続き取り組むべき課題です。こうした状況を踏まえ、子ども一人ひとりの状況に応じた早期発見・早期支援の仕組みの強化と、関係機関の連携による継続的な支援体制の充実が求められます。

※３　ウェルビーイング…「身体的・精神的・社会的によい状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものです。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的によい状態であることを含む包括的な概念です。」（「三重県教育ビジョン」）

【方針】

子どもを権利の主体として尊重し、「子どもの権利条約」の４つの柱である生きる権利・守られる権利・育つ権利・参加する権利を保障し、最善の利益を第一に考えながら、健やかな成長と自立を社会全体で支える仕組みや環境を整えます。

【取組】

●「こども基本法」、「三重県子ども条例」及び「亀山市こどもがかがやくまち条例」の趣旨を踏まえ、子どもを権利の主体として尊重する意識の醸成と子どもの意見表明権や子どもアドボカシー※4の視点について市民への周知・啓発を進めます。

●虐待やいじめ・犯罪被害・インターネット上の誹謗中傷等、子どもが人権侵害を受けやすい現状を踏まえ、子どもの権利を尊重し、社会全体で支える意識の重要性について、広く市民への啓発を進めます。

●子どもが自らの権利について学び、学校生活の中で主体的に考え参画する自治的活動の充実を通じて、いじめや差別を見抜き、主体的に行動できる実践的態度を育成します。

●乳幼児期から命の大切さや多様性の尊重を学ぶ機会を確保し、発達段階に応じた体系的な人権教育を推進します。

●障がいのある子どもや外国につながる子ども等の多様な子どもが安心して過ごせて、学ぶことができるインクルーシブな教育・保育環境を整え、教職員等の人権感覚を磨く研修を通じて、子どものウェルビーイングの向上を図ります。

●いじめ・虐待・不登校等の不安や悩みを抱える子どもや保護者に対し、学校のスクールカウンセラーや不登校児童生徒支援コーディネーターをはじめとする相談体制の充実と周知を図るとともに、関係機関と連携しながら、状況の改善や子どもの安心につながる支援を行います。

●子どもを暴力・いじめ・虐待等から守り、安全で健やかに成育できるよう、家庭・学校・地域・行政等の関係機関が情報共有と連携を図りながら、亀山市要保護児童等・ＤＶ対策地域協議会を中核とした支援体制の充実や里親制度の普及啓発に取り組みます。

●家庭・地域・学校等が一体となって、「『亀山っ子』市民宣言」の本旨に基づき、子どもを見守る体制の充実を図り、子どもの居場所づくりと、学校、保育所等における子どもの安全確保を図ります。

●家庭の経済的な環境等で子どもの将来が左右されることのないよう、教育の機会均等を図るとともに、支援を必要とする家庭等に対し、相談支援や就労支援、学習支援等を行います。

●子どもが豊かな人間性を育み、自己肯定感や社会参画意識を高めながら夢を実現できるよう、スポーツや文化芸術、自然体験、世代間交流等多様な体験の機会を充実させ、地域ぐるみの見守り体制を強化し、安全で安心して過ごせる居場所づくりを推進します。

※４　子どもアドボカシー…「子どもの声を聴き、子どもが意見を表明できるよう支援すること」（「三重県子ども条例逐条解説」）

②女性

【現状と課題】

1979（昭和 54）年に採択された「女性差別撤廃条約」は、女性に対するあらゆる差別の撤廃を各国に求めています。わが国においても、「男女雇用機会均等法」（1985（昭和 60）年制定、1986（昭和 61）年施行）や「男女共同参画社会基本法」（1999（平成 11）年制定）等、法制度の整備が進められてきました。近年は、「女性活躍推進法」（2015（平成 27）年施行）に加え、「女性支援新法」（2024（令和６）年施行）や「ＤＶ防止法」の改正等により、女性に対する暴力の防止と経済的困難等への支援、および女性の社会参画の促進が図られています。

一方で、ＳＮＳの普及に伴う誹謗中傷や性的画像被害等、新たな人権侵害も顕在化しており、女性を取り巻く人権課題は多様化しています。

本市では、「亀山市男女が生き生き輝く条例」及び「亀山市男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進しています。三重県内男女共同参画連携映画祭、男女共同参画週間にあわせたパネル展示や市広報紙・市ホームページによる情報発信・情報紙の配布・市民養成講座の開催等を通じて啓発を行うとともに、学校・地域・事業所への出前講座や関係部署との連携により、雇用の場における男女平等の意識啓発を進めてきました。また、女性相談支援センター等と連携しながら女性相談や DV 防止の啓発を実施し、「亀山市要保護児童等・DV 対策地域協議会」による支援体制の強化に努めています。あわせて、保育環境の充実や女性登用の推進、職員研修の実施等、生活基盤の支援と行政内部の意識向上にも取り組んできました。

2024（令和６）年市民意識調査では、「ＤＶ・ハラスメント」に対する関心は高い水準を示しています。また、「議会等で女性議員の割合が低いのは問題」とする回答は５割を超え、2011（平成 23）年市民意識調査より 18.4 ポイント増加しており、男女平等に対する意識の高まりがみられます。世界経済フォーラムが公表するジェンダー・ギャップ指数において、わが国は、中下位に位置しており、特に政治分野及び経済分野で大きな男女格差がみられます。本市が令和７年度に実施した「亀山市の男女共同参画に関するアンケート調査」においても、食事の支度や後片付け、洗濯等の家事が女性に偏る傾向がみられます。また、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について若い世代では否定的な傾向がみられる一方、高齢層では肯定的な回答の割合が比較的高い等、固定的な性別役割分担意識には世代間で差がみられます。これらの結果から、男女平等に対する意識は高まりつつあるものの、固定的な性別役割分担意識や無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）は一定程度存在し、女性の就労は拡大しているものの、非正規雇用の割合の高さや賃金格差、管理職登用の低さ等、女性の活躍や意思決定への参画をめぐる課題が依然として存在しています。

また、女性に対する暴力は、重大かつ深刻な人権侵害です。2024（令和６）年市民意識調査では、女性回答者のうち 15.4%が配偶者等から暴力を受けた経験があると回答しており、決して看過できない状況にあります。また、本市においても女性相談には継続的に相談が寄せられており、被害が身近な問題として存在している実態がうかがえます。全国的にもＤＶやストーカー事案は増加傾向にあり、被害の潜在化や長期化、さらには重大事件へと発展する事例も後を絶ちません。暴力の背景には、経済的依存や心理的支配、孤立等複合的な要因が絡み合っており、被害が表面化しにくい構造も指摘されています。こうした状況を踏まえ、早期発見・早期介入を徹底するとともに、関係機関が連携した切れ目のない支援体制を一層強化していくことが課題です。

【方針】

男女が性別にとらわれず、男女平等の実現を目指し、互いの人権を尊重し合いながら、あらゆる分野において参画ができるよう、固定的な性別役割分担意識の解消や機会の均等などに取り組みます。また、女性が安心して暮らせるよう、女性に対するあらゆる暴力や人権侵害を許さない社会づくり及び環境づくりを進めます。

【取組】

●男女が互いの人権を尊重し、家庭・地域・職場等のあらゆる場面において男女ともに参画できる社会の実現に向け、男女共同参画週間や「女性に対する暴力をなくす運動」の期間等を捉え、のぼり旗の掲示や啓発物品の配布、市広報紙・市ホームページ・ＳＮＳ等を活用した多様な手法による意識啓発を推進します。

●三重県内男女共同参画連携映画祭や講演会・情報紙の発行等を通じて、男女平等やアンコンシャス・バイアスへの理解を深め、市民意識の高揚を図ります。

●企業・事業所へのアンケートや懇談会・出前講座等を通じて、「男女雇用機会均等法」・「女性活躍推進法」等の趣旨の周知と、「ジェンダー・ギャップ（男女間の格差）」の視点を踏まえた職場環境づくりを働きかけます。

●あらゆる職場や地域において、男女共同参画やハラスメント防止に関する研修の実施を促進し、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の未然防止に取り組みます。

●若年層を含む幅広い世代に対し、男女平等や多様な生き方を尊重する教育・啓発を推進し、男女がともに自立し活躍できる社会意識の醸成を図ります。

●固定的な性別役割分担意識の解消を図るため、世代間の意識差を踏まえた講演会や研修会を開催し、家庭や地域における役割の見直しを促します。

●セクシュアル・ハラスメント、ＤＶ、ストーカー行為等に関する相談体制の充実を図り、関係機関と連携した迅速かつ切れ目のない支援を行います。

●「亀山市要保護児童等・ＤＶ対策地域協議会」の枠組みを活用し、警察・医療機関・福祉機関等とのネットワークを強化し、被害の早期発見・早期支援及び再発防止に取り組みます。

●ＤＶ被害者に対し、市営住宅の提供等の一時的な居住支援や生活支援等の制度を活用し、安全確保と自立に向けた支援を行います。

●保育環境の充実や就労支援、情報提供の強化等により、経済的困難を抱える女性を含め、誰もが安心して働き続けられる社会環境の整備に努めます。

●各種審議会委員や管理職等への女性登用を推進し、政策・方針決定の場における女性の参画拡大を図ります

●地域活動やまちづくりの場においても、女性の視点や意見が十分に反映されるよう環境づくりを働きかけ、多様な主体が参画できる地域社会を目指します。

③障がい者

【現状と課題】

2006（平成 18）年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」は、障がいのある人を保護の対象ではなく権利の主体として位置付け、社会への完全かつ効果的な参加の確保を求めています。

わが国では、2013（平成 25）年に制定された「障害者差別解消法」により、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供が求められており、2024（令和６）年４月からは事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

本市においても、「亀山市障がい者計画」及び「亀山市障がい福祉計画」に基づき、障がいのある人の自立と社会参加の支援、相談支援体制の整備、地域生活支援事業の充実等を進めてきました。基幹相談支援センターを中心に、総合的・専門的な相談対応を行うとともに、地域自立支援協議会を活用した関係機関の連携強化に取り組んでいます。また、就労支援事業や地域生活支援拠点の整備を通じて、地域で安心して暮らし続けられる体制づくりを進めています。

2024（令和６）年市民意識調査における「人権問題についての意見」では、障がいのある人の雇用に関して、「障がいのある人を雇用する義務を果たしていない会社には、厳しい罰則を与えるべき」の設問については、肯定的回答と否定的回答の差が小さく、社会的責任の強化を求める意見と慎重な意見が拮抗する状況がみられました。

また、「身体障がいのある人が利用できるように、すべての公共の建物を直すべき」の設問では、18～29 歳及び 70 歳代で肯定度が高い一方、30～50 歳代及び 80 歳代以上では肯定度が低い傾向が見られ、合理的配慮や環境整備に対する意識に世代間に差があることがうかがえます。

さらに、「障がいのある人の人権が尊重されていないと思うこと」については、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けたり、差別的な言動をされること」が 52.0%で最も高く、次いで「就職や仕事の内容、待遇で不利な扱いを受けること」が 42.4%と続いています。また、「就労する機会がないこと」や「交通機関等がバリアフリーになっていないため自由な行動が妨げられること」のいずれも 30%前後に上っており、差別や偏見の問題だけでなく、雇用や社会環境の整備が大きな課題であることが推察されます。年代別にみると、「職場や学校等での嫌がらせや差別的言動」及び「障がいがあることを理由に意見や行動が尊重されないこと」については 18～29 歳や 30 歳代で高く、若年層ほど尊厳や権利侵害の問題意識が高い傾向がみられます。

一方で、「就職や待遇面での不利な扱い」や「バリアフリー環境の未整備」については 60 歳代で高く、社会参加や生活環境の整備を重視する意識が強いことがうかがえます。「就労する機会がないこと」については、全年代で概ね同程度の回答となっており、世代を問わず共通した課題であることがうかがえます。

2024（令和６）年市民意識調査及び内閣府調査において、障がい者の人権問題として最も多く挙げられているのは「就労」に関する課題です。特に 30～50 歳代では、就労につながっていない人が一定程度みられることから、就労機会の確保や職場環境の整備が課題となっています。民間企業における法定雇用率未達成企業も依然として存在しており、事業主の理解促進や、障がい特性に応じた柔軟な働き方の整備が求められています。さらに、障がいのある人に対する虐待や財産侵害、身体拘束等の人権侵害事案も発生しており、早期発見・迅速対応とともに、権利擁護体制の強化が求められています。

【方針】

障がいの有無にかかわらず、誰もが個人として尊重され、つながり合い、支え合える社会に向けて、合理的配慮の提供等を通じて、社会的障壁の除去を進めるとともに、社会参加の促進を図り、誰もが暮らしやすい生活環境づくりを進めます。

【取組】

●障害者週間や各種イベント等の機会を活用し、「障害者差別解消法」及び合理的配慮の提供義務化（2024（令和６）年４月施行）の趣旨を周知することで、不当な差別的取扱いの禁止や共生社会の理念について広く啓発を行います。

●障がい者雇用に積極的に取り組む企業の事例紹介や、「障害者差別解消法」の視点を踏まえた情報発信を行い、就労機会の確保と合理的配慮の実践を促進します。

●成年後見制度や日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）について、権利擁護の観点から周知を強化し、利用につながる支援体制の充実を図ります。

●子どもの発達段階に応じた体験的・参加型学習を通じて、障がいの有無にかかわらず互いを理解し尊重する態度の育成や、障がいのある子どもがその可能性を最大限に発揮し、自立と社会参加に必要な力を培うことができるよう、合理的配慮の視点を踏まえた教育実践を推進し、共に学び合うインクルーシブな教育環境の整備を進めます。

●保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校等の保育従事者や教職員に対し、障がい特性への理解や合理的配慮の在り方、当事者理解を深める研修を継続的に実施し、専門性と人権感覚の向上を図ります。

●障害者総合相談支援センター「あい」を中核として、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた切れ目のない相談支援体制の充実を図るとともに、医療・保健・福祉・教育・就労等の関係機関との横断的連携を強化します。

●消費者被害や詐欺等から障がいのある人を守るため、鈴鹿亀山消費生活センターとの情報共有を強化し、予防的啓発と迅速な対応を図ります。

●障がい者への虐待については、「虐待防止・早期発見対応マニュアル」に基づき、関係機関と連携して適切な保護・支援及び養護者支援を行います。

●発達に支援が必要な子どものために、地域の児童発達支援センターや児童発達支援事業所等との連携を深め地域全体で児童発達を支援するための体制を強化します。

●障がいのある人が地域で自立した生活を営めるよう、住宅改修支援やユニバーサルデザインに配慮した住環境整備、公共施設等のバリアフリー化に取り組みます。

●手話通訳者や遠隔手話通訳タブレットの設置等による案内・情報提供の充実を図ります。

●「就労機会の不足」の解消に向け、関係機関や事業所と連携し、就労支援を推進します。

④高齢者

【現状と課題】

本市の総人口は減少傾向にある一方、65 歳以上の高齢者人口は増加しており、高齢化率は 30%前後となっています。今後も後期高齢者（75 歳以上）の増加が見込まれ、医療・介護ニーズの一層の増大が想定されます。介護保険第１号被保険者に占める要支援・要介護認定者の割合も上昇傾向にあり、支援を必要とする高齢者への対応が重要となっています。

また、認知症高齢者数も増加傾向にあり、2022（令和４）年に実施された国の調査から、2040（令和 22）年には、65 歳以上の高齢者の約３人に１人が認知症又は軽度認知障害になると見込まれています。本市においても認知症及び軽度認知障害を含めた支援対象者の増加が見込まれており、早期発見・早期支援体制の充実、家族支援の強化が課題となっています。

加えて、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯は増加を続けており、社会的孤立や緊急時の発見の遅れ等のリスクが懸念されています。介護サービス事業所・医療機関・地域団体・民生委員等が連携し、見守り体制の強化や地域包括ケアシステムの深化を図ることが求められています。

2024（令和６）年市民意識調査では、高齢者の人権が尊重されていないと感じる内容として、「詐欺や悪徳商法等の犯罪の被害者になりやすいこと」が 43.1%と最も多く、高齢者を狙った犯罪被害への不安が強いことがうかがえます。次いで、「仕事に就くことができないために経済的な自立が難しいこと」が 34.4%となっており、高齢期における経済的不安が課題としてうかがえます。

また、「病院や福祉施設での不当な扱いや身体的・心理的虐待」、「就職差別等により働ける能力を発揮する機会が少ないこと」、「高齢者を邪魔者扱いし、つまはじきにされること」も３割前後に上っており、年齢を理由とする偏見や排除、尊厳を損なう扱いへの懸念が一定程度存在しています。年代別の傾向を見ると、「詐欺や悪徳商法等の犯罪の被害者になりやすいこと」が 80 歳代で特に高くなっています。また、「仕事に就くことができないために経済的な自立が難しいこと」は 50 歳代で高く、「就職差別等により働ける能力を発揮する機会が少ないこと」及び「高齢者を邪魔者扱いし、つまはじきにされること」は 60 歳代で高くなっています。さらに、「家庭内での家族や介護者からの身体的・心理的虐待」は 18～29 歳で比較的高い傾向が見られ、世代によって人権課題の受け止め方に違いがあることが明らかとなっています。

高齢者虐待についても相談件数は全国的に増加傾向にあり、身体的虐待に加え、心理的虐待・ネグレクト（介護放棄）・経済的虐待も課題となっています。認知症に対する理解促進・養護者支援・成年後見制度の活用促進等、権利擁護の体制強化が必要です。

高齢者介護に関する調査では、高齢者自身は社会参加や就労への意欲を持つ一方で、健康や将来への不安を抱えています。高齢者が役割と生きがいを持ち続けられる環境づくりとともに、フレイル予防や健康づくりの取組を推進し、尊厳を保持した生活を支えることが重要です。

【方針】

高齢者が、住み慣れた地域で尊厳を持って安心して暮らすことができるよう、年齢による偏見や差別の解消と地域全体で支え合う仕組みづくりを進めるとともに、高齢者が社会の担い手として生きがいを持って生活できるよう、社会参加を促すための環境を整えます。

【取組】

●認知症に対する正しい知識や理解の促進のため、市広報紙やパンフレット（認知症ケアパス）に加え、市ホームページやＳＮＳ等のデジタル媒体も活用し、分かりやすい情報発信を行います。

●高齢者世帯への訪問や地域活動の機会を通じて、虐待防止や早期相談の重要性について啓発を行い、孤立を防ぐ取組を進めます。

●認知症高齢者等の権利擁護を推進するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）について周知を図るとともに、本人の意思決定支援の重要性について啓発を行います。

●認知症や高齢者の人権に対する理解を深めるため、亀山医師会等の専門機関と連携した講演会や研修会を開催し、最新の知見や事例を共有します。

●地域における認知症理解を促進するため、学校・事業所・地域団体と連携し、認知症サポーターの養成を進めるとともに、高齢者に対する偏見や年齢による差別の解消に向け、人権の視点に立った教育・啓発を推進し、高齢者一人ひとりを尊厳ある権利の主体として捉える意識の醸成を図ります。

●亀山医師会をはじめとする多職種の連携により、認知症初期支援体制の充実と認知症初期集中支援チームによる訪問支援、アセスメント、家族支援を強化します。

●認知症高齢者や一人暮らし高齢者等を見守るため、地域住民・事業所・関係機関が連携した見守りネットワークの充実を図るとともに、ＩＣＴの活用等新たな見守り手法の導入を検討します。

●高齢者虐待防止ネットワークの機能強化を図り、地域包括支援センターと関係機関が連携して、早期発見・早期対応を徹底することで、養護者への支援を充実します。

●財産管理や消費者被害への対応が必要な認知症高齢者等について、亀山市社会福祉協議会・鈴鹿亀山消費生活センター等と連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用支援を行います。

●高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、地域包括ケアシステムの深化を図り、保健・医療・福祉の連携による切れ目のない支援体制を整備します。

●高齢者が人生経験や技能を生かして地域活動やボランティア、就労等に参加できるよう支援し、世代間交流を促進します。

●高齢者の就労機会の確保と社会参加の促進のため、亀山市シルバー人材センターの活動を支援するとともに、多様な働き方の機会の創出に努めます。

●フレイル予防や健康づくりの取組を推進し、高齢者が心身ともに健やかに生活できる環境づくりを進めます。

⑤外国人

【現状と課題】

2016（平成 28）年には、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（いわゆるヘイトスピーチ解消法）」が施行され、外国人に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組が国の責務として位置付けられました。しかし、インターネット上を含め偏見や差別的言動は依然として見られ、継続的な啓発が求められています。

グローバル化の進展や少子高齢化に伴う労働力不足を背景に、外国人労働者の受入れは全国的に拡大しており、在留外国人数は過去最多を更新しています。国においては、2019（平成 31）年の出入国管理法改正による「特定技能」制度の創設や、2024（令和６）年の法改正による「育成就労制度」の創設（2027（令和９）年４月施行）等、外国人材の受入れを制度として位置付ける動きが進んでいます。

本市においても、外国人住民人口は増加傾向にあり、地域社会の多様化が進んでおり、2026（令和８）年４月１日現在、外国人住民は 2,807 人（33 か国・地域）となり、市人口の約 5.7%を占めています。国籍別では、ブラジル、ベトナム、インドネシア、フィリピン、中国等が多く、近年は東南アジア諸国出身者の増加が顕著である等、多国籍化が一層進んでいます。外国人住民人口は増加傾向にあり、地域社会の多様化が進んでいます。

一方で、情報提供や支援体制が十分でない場合もあり、意思疎通が円滑に進まないことや、就労・住居・生活情報等の取得において困難を抱える事例もみられます。

2024（令和６）年市民意識調査では、「外国人の人権が尊重されていないと思うこと」について、「地域社会での受入れが十分でない」との回答が 41.9%と最も高く、「就職や仕事の内容、待遇で不利な扱いを受けること」、「生活に必要な情報が十分手に入らないこと」、「国籍や肌の色による差別」等も約３割に上っています。また、「わからない」との回答も 19.1%あり、外国人を取り巻く課題が市民全体で十分に共有されているとは言えない状況がうかがえます。年代別では、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けたり、差別的な言動をされること」を人権上の問題ととらえる割合が 18～29 歳で 46.9%であるのに対し、40～70 歳代では２割台となる等、世代によって受け止め方に違いがみられます。

本市では「ヒューマンフェスタ in 亀山」での多文化共生の啓発や市民活動団体と協働による日本語教室の開催、市広報への記事掲載や電子版多言語広報「かめやまニュース」（10 言語）の配信、タブレット端末による多言語対応通訳の活用や外国人窓口の設置、学校における多文化共生教育や実践交流、日本語ボランティア養成講座・やさしい日本語研修の実施、さらに外国人技能実習生等受入企業への支援や関係機関と連携した情報提供等、多文化共生の推進と外国人住民支援の充実に向けて取組を進めてきました。

しかし、外国人人口の増加や国籍の多様化が進む中で、受入れ環境のさらなる整備、生活情報への確実なアクセス保障、就労環境の適正化、差別や偏見の解消、市民と外国人住民双方の相互理解の深化が引き続き重要な課題となっています。また、2024（令和６）年市民意識調査の「外国人の人権が尊重されていないと思うこと」について、「わからない」と回答する層への啓発も含め、地域全体で課題を共有する取組の充実が求められます。

【方針】

国籍や文化の違いを互いに認め合い、外国人住民を地域社会の一員として尊重しながら、共に暮らしていく多文化共生社会の実現に向け、相互理解のための学習や交流機会の充実を図ります。また、差別や偏見の解消に努めるとともに、外国人住民が地域生活を行っていく上で必要な情報提供や相談支援を行います。

【取組】

●異なる文化的背景を持つ人々が地域社会の中で尊重し合いながら共生できるよう、市広報紙等を通じて、外国の文化や習慣の違いを理解する機会を創出します。また、市ホームページや電子版多言語広報「かめやまニュース」等の配信を通して様々な情報提供を行い、外国人住民の暮らしにおける不安解消に努めます。

●外国人の雇用について、関係法令に基づく適切な対応が図られるよう、企業等に対する情報提供や啓発チラシの配布等を行い、差別のない公正な雇用環境の確保に向けた意識啓発に努めます。

●外国人との円滑なコミュニケーションを図り理解を深めるため、日本語ボランティア養成講座や市職員を対象とした「やさしい日本語研修」等、学習機会の充実を図ります。

●県や三重県国際交流財団、関係機関等と連携し、多文化共生イベントや学習機会を創出し、市民が外国人住民と直接交流する機会の拡充に努めます。

●学校教育においては、社会科や総合的な学習の時間・道徳・学級活動等を通して多文化共生教育を推進するとともに、地域に在住する外国人との交流を通じて相互理解を深めます。

●外国につながる子どもたちのアイデンティティや多様な価値観を尊重し、学習機会の確保と進路支援の充実を図ります。

●英語やポルトガル語等への対応を含め、通訳体制の確保やタブレット端末を活用した多言語通訳の充実により、窓口での相談や手続き等の支援の充実を図ります。

●日本語学習機会の提供と交流の場づくりとして、市民活動団体と協働で日本語教室を開催し、言語習得だけでなく文化を学ぶ機会の提供を行います。

●地域で生活する外国人住民の人権課題の解決に向け、市民活動団体、企業、関係機関と連携し、外国人相談窓口をはじめとする相談・支援体制の強化を図ります。

●市長会等を通じて、国に多文化共生施策についての提言や要望を行います。

⑥部落差別（同和問題）

【現状と課題】

1965（昭和 40）年の同和対策審議会答申において、部落差別の解消は国民的課題であり、国の責務であることが示され、1969（昭和 44）年の「同和対策事業特別措置法」が制定されました。さらに、1982（昭和 57）年の地域改善対策特別措置法等の施行により、生活環境の改善等を通じて部落差別の解消が図られてきました。しかしながら、部落差別は解消されず、2016（平成 28）年には「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行され、現在もなお部落差別が存在していることが明記されるとともに、差別の解消を推進することが国及び地方公共団体の責務として位置付けられました。

本市においても、学校における部落問題学習をはじめ、部落差別をテーマとした講演会の開催や中学校区の人権ネットワーク協議会での学習会、市広報紙等による周知・啓発等を通して、部落差別に対する正しい理解の促進と差別解消に向けた取組を継続しています。

2024（令和６）年市民意識調査では、部落差別があることを「知っている」と回答した割合は 84.9%で、市民の多くが部落問題を認知していることが分かります。しかし、約 15%の人は「知らない」と回答しています。部落差別を知ったきっかけについては、20 歳代から 50 歳代では「学校の授業」が最も多く、若い世代ほど学校教育を通じて学習していることが分かります。一方、60 歳代以上では「家族から聞いた」とする回答が多く、認知の経路にも世代差がみられます。また、差別の内容としては、「住んでいるところによる差別」が 82.1%と最も多く、次いで「恋愛・結婚における差別」が 36.2%となっています。これらの結果から、部落差別は依然として生活の身近な場面に影響しており、差別は現在も根強く残っていることがうかがえます。

また、不動産取引や就職等生活の様々な場面に差別が関わっているとの認識も示されています。「そっとしておけば、部落差別は自然になくなっていく」という考え方については、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」を合わせると 57.6%となり、2011（平成 23）年市民意識調査と比較して 8.5 ポイント増加しています。2022（令和４）年三重県民意識調査と比べても本市の割合は高く、差別は自然には解消しないとの認識が広がっていることが分かります。

一方で、「部落差別は自分には関係がない」、「自然になくなる」といった意見も一定程度見られ、差別を自らの課題として主体的に捉える意識の醸成が引き続き求められています。

近年、三重県内において不動産取引等に関わる差別事象が発生し、社会的な問題となりました。こうした事例から、差別意識が依然として社会に存在していることがうかがえるとともに、教育現場を含むあらゆる場で人権意識の向上と再発防止の取組を継続する必要性を改めて示しています。これを踏まえ、三重県教育委員会においては、再発防止と人権意識の向上を目的とした研修が実施されました。また、三重県では、部落差別の解消に向けた取組を一層推進するため、現在、「部落差別解消条例（仮称）」の制定に向けた検討が進められています。

部落差別は、結婚や就職、不動産取引等生活の様々な場面に影響を及ぼす問題であり、近年ではインターネット上における差別的書き込みや情報の拡散等、新たな形態もみられます。部落差別は過去の問題ではなく、現在もなお解決すべき深刻な人権課題です。

そのようなことから、本市においては、部落差別解消推進法の趣旨を踏まえ、差別を許さない姿勢を明確にするとともに、学校教育・社会教育を通じた継続的な人権教育の推進、教職員や市職員の人権感覚の向上、インターネットを含む現代的課題への対応等、総合的な取組を一層進めていく必要があります。

【方針】

部落差別は現在も存在する重大な人権問題であるとの認識のもと、部落差別に対する正しい理解や認識を深めるため、人権教育や啓発活動を推進します。また、学校、地域、市民活動団体、企業等多様な関係機関と連携しながら、差別意識の解消と差別を許さない社会づくりに向けた取組を推進します。

【取組】

●人権週間にあわせて開催する「ヒューマンフェスタ in 亀山」や街頭啓発活動・人権啓発チラシの全戸配布等、人権擁護委員や市民活動団体等と連携し、多様な手法による啓発活動を継続的に実施します。

●ＰＴＡ地区集会や教育懇談会、各種会議の場を活用し、保護者や地域住民に対して学校における人権学習の取組を紹介するとともに、世代間での認識差を踏まえた啓発に取り組みます。

●企業等に対して、採用・雇用や不動産取引等における差別の防止について働きかけるとともに、理解が促進できるよう啓発を行います。

●市広報紙への人権コラムの掲載や講演会の開催等を通じて、部落差別をはじめとする人権課題を自らの問題として主体的に考える意識の醸成を図る機会の創出に努めるとともに、インターネット上の差別的書き込みや情報拡散等の現代的課題についても啓発を行います。

●各小中学校や中学校区単位での人権フォーラムや人権集会を通じて、児童生徒が部落差別をはじめとする人権問題について主体的に話し合い、考える機会を設けます。

●各教科や総合的な学習の時間・道徳・学級活動等を通して、部落差別への正しい歴史認識と理解を深めるとともに、出会いや体験を重視した学習を推進し、一人ひとりが互いを認め合える人間関係づくりに取り組みます。

●部落差別への正しい歴史認識と理解及び差別を解消するため、各種研究集会等への参加等、学習機会の充実に努めます。

●人権教育に関わる教職員や市職員等、多くの人の人権意識に影響を与える職員においては、特に意識して「三重県人権・同和教育研究大会」や様々な団体が主催する人権学習会等各種研修会等への参加機会を確保し、資質の向上を図ります。

●三重県人権大学講座等へ市職員を派遣し、人権教育の推進役となる人材の育成を図ります。

●部落差別に基づく偏見や人権侵害に対し、人権擁護委員による定期相談の実施と周知を行い、相談しやすい環境づくりを進めます。

●差別事象が発生した場合には、関係機関と連携し速やかに対応するとともに、日頃から連絡体制を整備し、再発防止に努めます。

⑦災害に伴う人権

【現状と課題】

2011（平成23）年３月に発生した東日本大震災では、福島第一原子力発電所事故の影響により、福島県からの避難者が宿泊を拒否されたり、避難先の学校でいじめを受けたりする等の被災者に対する差別や偏見が社会問題となりました。その後も、風評被害や根拠のない思い込みによる差別的言動は完全には解消されておらず、災害時における人権尊重の重要性が改めて浮き彫りとなりました。

近年は気候変動の影響により豪雨や台風による災害が多く発生するとともに、2024（令和６）年１月に発生した能登半島地震においても、避難所の環境整備や要配慮者への支援体制、情報提供の在り方等、多くの課題が指摘されています。災害は誰にでも影響を及ぼしますが、とりわけ高齢者、障がいのある人、乳幼児や妊産婦、外国人住民、病気や介護等で支援を必要とする人等、災害時に配慮を要する人には、被害や困難が深刻化しやすい側面があります。

東日本大震災では、災害時要援護者への避難支援や安否確認の遅れ、避難所におけるプライバシーの確保、在宅避難者への支援の届きにくさ等が課題となりました。さらに、長期化する避難生活の中で心身の負担が重なることによる震災関連死、女性や子どもに対する暴力事案の発生等、災害時に支援を必要とする状況にある人々へより深刻な影響を及ぼす実態も明らかとなりました。避難所だけでなく、車中泊や親族宅等での避難が生じることも踏まえ、支援が届く仕組みを平時から整えておくことが重要です。

また、ＳＮＳ等を通じた不確かな情報やデマの拡散は、特定の地域や人々に対する偏見や差別を助長する危険性をはらんでいます。災害時においても、正確な情報に基づき冷静に行動する姿勢と、人権を尊重する意識の醸成が求められています。

あわせて、障がい特性等に応じた情報保障や、多言語での情報提供、やさしい日本語の活用等、誰もが必要な情報にアクセスできる環境づくりも重要です。

本市においては、自主防災組織率は高い水準にありますが、組織の活動内容や地域間の体制には差があり、実効性の向上が課題となっています。また、高齢化の進展や外国人住民の増加、多様な家族形態への対応等、地域社会の変化を踏まえた防災体制の見直しも必要です。加えて避難所運営においては、プライバシーの確保・健康管理・感染症対策・相談窓口の周知等、生活環境と安全確保の両面からの配慮が求められます。

今後は、「自助」・「共助」・「公助」の連携を一層強化するとともに、災害時においても誰一人取り残されることのない、人権の視点に立った防災・減災の取組を進めていく必要があります。

【方針】

災害時においても、すべての人の人権が保障され、安心して生活が送れるよう、多様な視点を反映した防災・減災体制の確立を図るとともに、平時からの連携と啓発を通じて地域全体の防災力の向上を推進します。

【取組】

●災害時においても、一人ひとりの尊厳が守られるよう、平時から人権の視点に立った防災啓発や教育を推進し、根拠のない風評や偏見、差別を生まない正しい知識と相互に支え合う意識の醸成に努めます。

●防災訓練の企画・実施にあたっては、女性・子ども・高齢者・障がい者・外国人等、多様な住民の視点を反映させるとともに、当事者の主体的な参加を促し、実効性のある訓練となるよう努めます。

●学校において防災ノート等を活用した防災教育と人権教育を関連付けた学習を推進し、災害時に生じやすい偏見や風評被害、要配慮者への配慮等について主体的に考える力を育成します。

●災害時には、音声や視覚による情報提供、ICT の活用等、多様な手段による情報発信に努め、外国人や障がい者等への確実な情報保障を図ります。

●災害時に発生し得る女性や子どもへの暴力や差別的言動、ハラスメントの防止に向け、相談体制の整備及び関係機関との連携強化を図ります。

●地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の組織化及び活動の充実を支援するとともに、女性消防団員や自主防災組織への女性の参画を促進し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の構築を進めます。

●避難所運営においては、高齢者・障がい者・外国人等の災害時要配慮者に配慮した避難所運営を図ります。

●高齢者や障がい者等、災害時に自ら避難することが困難な人については、個別避難計画の作成を進めるとともに、地域においては、平時から状況を把握し、災害時の迅速な避難支援及び安否確認が行える体制の整備を図ります。

⑧性的指向・性自認

【現状と課題】

2023（令和５）年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行され、性的指向及び性自認の多様性※4について理解を深めることが国及び地方公共団体の責務として示されました。

三重県では、2021（令和３）年に「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」が施行され、理解促進や環境整備を進める姿勢が明確にされています。

本市においても、三重県パートナーシップ宣誓制度により、市営住宅や市立医療センター等の各種行政サービスにおいて制度利用者が利用できる体制整備や「性の多様性に関する市町会議」に参画するなど、広域的な連携のもと取組を進めています。

2024（令和６）年市民意識調査では、性的指向・性自認に関する課題として、「性的マイノリティに対する社会的理解の低さによる誤解や偏見」が 42.3%と最も多く、次いで、「職場や学校で嫌がらせやいじめ等」が 33.9%、「自らが認識する性とは異なるふるまいの強要」が 31.0%となっています。一方、「わからない」も 20.8%あり、理解が十分に広がっているとは言えない状況がうかがえます。また、「同性のパートナーとの結婚が、法的・社会的に認められていないこと」を人権問題として捉える割合も、18～29 歳及び 30 歳代では４割を超える一方、60 歳代及び 70 歳代では２割程度、80 歳代では１割程度と若年層ほど肯定的で、年代が上がるにつれて肯定度が低くなる傾向がみられるなど、年代別にみると、課題認識や同性婚等に関する意識に世代間の差がみられます。

学校教育においては、多様性の尊重を学ぶ機会が設けられている一方、性的指向・性自認に関する理解や配慮について教職員間で差がある場合があり、体系的な学習や研修の充実が求められています。児童・生徒の中には、制服や更衣室、トイレの利用等、性別区分を前提とした環境の中で困難を感じる場合もあり、安心して相談できる体制や心理的安全性の確保が引き続き重要です。就職や職場においても、カミングアウトの可否や周囲の言動への不安等、心理的負担を抱える人がいることが指摘されています。

また、本人が自らの意思で打ち明ける「カミングアウト」と、本人の同意なく他人が暴露する「アウティング」は明確に区別されるべきものであり、アウティングは重大な人権侵害につながりますが、その理解が十分に浸透しているとは言えません。

このように、性的指向・性自認に関する課題は当事者だけの問題ではなく、周囲の理解と支えが不可欠です。多様性を認め合い、誰もが自分らしく安心して暮らすことができる社会の実現に向けて、正しい理解の促進と相談・支援体制の充実が引き続き重要な課題となっています。

※５　性的指向及び性自認の多様性…「性的指向　自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向をいう。性自認自己の性別についての認識をいう。」（「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」）
また、「性のあり方は SOGI により多様に表現される。SOGI とは、性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字をとった言葉で、一人ひとり性のあり方は異なり多様であることを示し、国連等でも用いられている言葉。近年は、「SOGIESC」という表現も用いられる場合がある。この「E」は性表現（Gender Expression）、「SC」は身体的にさまざまな性的特徴（Sexual Characteristics）をもった女性や男性がいることを示している。」（三重県「人権教育ガイドライン」）

【方針】

性的指向・性自認の多様性が尊重され、誰もが自分らしく安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、正しい理解の促進と相談・支援体制の充実に取り組みます。

【取組】

●性的指向・性自認の考え方について、正しい理解を広げるため、市広報紙や講演会、「ヒューマンフェスタ in 亀山」等を通じて啓発に取り組みます。

●三重県パートナーシップ宣誓制度の趣旨や利用可能な行政サービスについて周知し、制度利用者が安心して生活できる環境づくりを進めます。

●企業や関係団体に対し、職場における理解促進や適切な配慮について働きかけます。

●各小・中学校において、制服や更衣室、トイレの利用等、学校生活における配慮事項について検討し、安心して学校生活を送ることができる環境づくりに努めるとともに、道徳や総合的な学習の時間等を通じて、性的指向・性自認について学ぶ機会を設け、多様性を尊重する態度を育みます。

●児童・生徒や市民への適切な対応力の向上を図るため、性的指向・性自認に関する正しい知識について、行政職員及び教職員が体系的に学ぶ研修機会を設定します。

●保護者や地域に対しても、学校での取組を紹介し、家庭や地域における理解の促進を図ります。

●性的指向・性自認に関する悩みや不安について安心して相談できる体制を整備するとともに、関係機関と連携しながら相談窓口の周知を図ります。また、相談対応にあたっては、本人の意思を尊重し、守秘義務を徹底するとともに、アウティングの防止に努めます。

●学校においては、養護教諭やスクールカウンセラー等と連携し、児童・生徒が安心して相談できる体制を充実させます。

●三重県及び関係市町と連携し、「性の多様性に関する市町会議」等を通じて情報共有と取組の充実を図るとともに、三重県パートナーシップ宣誓制度利用者が市営住宅、医療、福祉手続等の行政サービスを円滑に利用できるよう、庁内の連携体制を整備します。

⑨あらゆる人権

【現状と課題】

人権課題は多岐にわたることから、これまで明らかにしてきた人権課題以外の本市における代表的な課題を取り上げ、現状と課題を次のように整理します。

感染症等の疾病（ＨＩＶ・ハンセン病・新型コロナウイルス感染症等）に関する人権課題については、知識や理解の不足、不確かな情報や根拠のない思い込みを背景に、日常生活や職場、医療現場等での差別や偏見、プライバシー侵害が生じる場合があります。感染症や疾病の有無にかかわらず、すべての人の尊厳が守られるよう、正しい知識に基づく理解の促進が必要です。

犯罪被害者等に関する人権課題については、事件による心身の被害に加え、興味本位のうわさや心無い言葉、インターネット上の誹謗中傷、過度な取材等により名誉やプライバシーを侵害される二次被害に直面することもあります。被害者本人のみならず家族も長期にわたり精神的・社会的負担を抱える場合があることから、周囲の理解を深め、安心して生活を取り戻せるよう支える視点が重要です。

刑を終えた人や保護観察中の人及び、その家族に関する人権課題については、過去の経歴のみを理由とした偏見により就労や住居の確保や、地域社会への参加に困難が生じることがあります。こうした排除は社会的孤立を深め、更生や自立の妨げとなるおそれがあるため、再犯防止の観点からも、地域住民の理解と協力のもと、社会全体で支える環境づくりが求められます。

アイヌの人々に関する人権課題については、2019（令和元）年の「アイヌ施策推進法」施行により先住民族としての位置付けが法律に明記された一方、歴史や文化、伝統に関する理解が十分に浸透しているとは言えず、就職や結婚等における差別等は現在もなお解決すべき課題です。

ホームレス状態にある人に関する人権課題については、住居喪失の背景には、失業・疾病・家庭問題等があるにもかかわらず、単なる自己責任として捉える見方が偏見や差別を助長し、排除的言動や暴行等の人権問題が生じることがあります。

北朝鮮当局による拉致問題等に関する人権課題については、拉致被害者や家族が長年にわたり深刻な苦痛を受け続けていることから、国際社会と連携して取り組むべき重大な課題として、正しい認識と関心を深めていく必要があります。

ひきこもり状態にある人に関する人権課題については、精神的な不調や就労、対人関係の困難、家庭環境等の多様な事情を背景に、社会参加が困難な状態が続くことがあり、誤解や偏見に基づく見方が本人の尊厳を損なったり、家族の孤立や心理的・経済的負担を深めたりすることがあります。また、家族が心理的負担や経済的負担を抱え、生活上の困難が長期化する場合もあることから、単なる本人の意思や努力の問題として捉えず、理解と支援につなげていくことが重要です。

これらの課題はいずれも、偏見や差別、プライバシー侵害等が複合して生じやすい点に共通性があります。本市としては、正しい知識に基づく啓発と理解促進を進めるとともに、相談窓口の周知や関係機関の連携を通じて、必要な支援につながる環境づくりを進めていきます。

【方針】

あらゆる人権課題について、一人ひとりが置かれている状況や背景への理解を深め、これらに対する偏見や差別の解消と正しい理解の促進を図ります。また、社会的に孤立しやすい立場にある人が尊厳を持って生活し、再び社会の一員として安心して暮らすことができるよう、関係機関と連携した支援と環境づくりを進めます。

【取組】

●ＨＩＶ・ハンセン病・新型コロナウイルス感染症等に関する正しい知識の普及啓発を進め、感染者やその家族、医療従事者等に対する差別や誹謗中傷の防止、個人情報の適切な管理の徹底を図るとともに、学校や職場等において病気の理解にとどまらず、「病気が引き起こす人権課題」について主体的に考える機会の充実に努めます。

●犯罪被害者及びその家族の人権について理解を深めるため、関係機関と連携した啓発活動を推進し、研修会への職員参加を通じて見識を深め、誹謗中傷やプライバシー侵害の防止に向けて関係部署と連携し、必要に応じて関係機関との情報共有を図り、適切な支援体制の整備に努めます。

●刑を終えた人や保護観察中の人及びその家族の円滑な社会復帰と地域生活の安定を支援するため、保護司会及び更生保護サポートセンターの活動支援に加え、受刑者が置かれている状況や更生支援の重要性について理解を深めるため、関係機関と連携した市民への周知・啓発を行うとともに、コミュニティソーシャルワーカー等と協働し、家族が孤立せず必要な相談・支援につながるよう支援体制の充実を図ります。

●アイヌの人々に対する理解を深めるため、電話相談に関するチラシ・ポスターの配架・掲示を行うとともに、関係部署と連携し、歴史・文化に関する正しい知識の普及啓発及び差別解消に向けた取組を推進します。

●県が実施するホームレス概数調査にあわせて市内巡回を行う等の実態把握に努めるとともに、民生委員や関係機関と連携し、支援が必要と思われる人を早期に把握して適切な支援につなげる体制の強化と、ホームレス状態にある人を取り巻く偏見や差別、排除的言動の解消に向け、市民への理解促進に向けた取組を進めます。

●北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12 月 10 日～16 日）におけるポスター掲示等を通じた啓発と人権侵害の状況や国の取組等、社会情勢を注視しながら理解の促進に努めます。

●ひきこもりについて本人や家族を取り巻く誤解や偏見の解消に向けた正しい理解の普及啓発を進めるとともに、県や関係機関と連携しながら相談支援体制の周知を図り、本人や家族が孤立することのないよう早期相談や適切な支援につなげる取組を推進します。

（２）横断的な人権課題に対する取組（インターネット上の人権侵害）

【現状と課題】

2024（令和６）年市民意識調査では、「インターネットによる人権侵害」への関心は 53.4%と高く、誹謗中傷についても 81.4%が「許せない人権侵害である」と回答しています。実際に見聞きした事例としては、「子ども同士のいじめや悪口」が 27.6%で最も多く、次いで「女性を蔑視する表現」や「性的マイノリティの人々」、「障がいのある人」、「外国人」、「高齢者」、「被差別部落出身者」に対する誹謗中傷が挙げられています。年代別に見ると、60 歳代以上では「インターネットを利用したことがない」とする回答、50 歳代以上では「人権侵害事例を見たことがない」とする回答が一定数ある一方で、40 歳代以下では人権侵害事例を見聞きした経験がある人が多く、特に 18～29 歳でその割合が高くなっています。

インターネット上の誹謗中傷や名誉毀損等の権利侵害に対応するため、国は「プロバイダ責任制限法」（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）を整備し、プラットフォーム事業者の責任の範囲を定めるとともに発信者情報の開示請求手続を制度化してきましたが、その後、被害救済の迅速化と実効性の向上を図るための改正により 2022（令和４）年 10 月には発信者情報開示命令制度が創設され、さらに 2024（令和６）年の法改正で法律名を「情報流通プラットフォーム対処法（以下、「情プラ法」という。）」へ改め、2025（令和７）年４月からは削除基準の明確化や対応状況の公表を求める等、プラットフォーム事業者の責務を一層強化する仕組みが整備されています。

インターネットやスマートフォンの普及と利用の低年齢化が進む中で、ＳＮＳ上でのトラブルやいわゆる「ネットいじめ」、不適切な書き込みの拡散等、子どもの人権が侵害されやすい環境が依然として存在しているため、学校や家庭と連携した予防的取組と早期対応の体制づくりが引き続き重要な課題となっています。さらに、インターネット上の人権侵害事例を見聞きした際の対応として、「そのようなページは無視した」が 63.7%と最も多く、「いけないと思うが対処の仕方が分からず、特に何もしなかった」が 36.3%と続いています。一方で、「国・県・市の相談機関に相談した」は 1.6%、「民間の相談機関に相談した」は 0%、「プラットフォーム事業者に通報又は削除要請した」は 4.4%、「反対意見を書き込んだ」は 1.1%にとどまっており、適切な相談や通報等具体的な行動に結び付いていない状況がうかがえます。このことから、インターネット上の人権侵害に対して、市民が適切に対処するための知識や支援制度の周知や行動につなげるための取組の充実が課題となっています。

【方針】

様々な人権問題を誘発しているインターネットの利用について、利用上のルールや情報モラル等の啓発や教育を推進するとともに、人権侵害を見過ごさず、適切に行動できる市民の力を育みます。

【取組】

●インターネット上の誹謗中傷や差別的言動が重大な人権侵害であることや、国の法制度である発信者情報開示制度や情プラ法の趣旨等を広く市民に周知するとともに、世代間で利用状況や認識に差があることを踏まえ、若年層にはＳＮＳを活用した情報発信、高齢層には市広報紙や地域講座等世代に応じた方法で啓発を行います。

●家庭や地域と連携し、インターネット上での差別事象・人権侵害や悪質な書き込みを防ぐため、保護者向けの学習機会を設けることで、子どもを取り巻く環境全体で人権意識の向上を図ります。

●警察や亀山地区防犯協会等と連携して、インターネットの利用に起因する犯罪やトラブルに市民が巻き込まれるのを防ぐための啓発活動を行います。

●職場や地域団体等においても、インターネットの利用と人権に関する研修や学習機会を提供し、世代や立場を超えた理解の促進を図ります。

●学校教育において、情報モラルやデジタルリテラシー※6教育を体系的に実施し、誹謗中傷をしない・させない力を育成します。

●若年層にも利用しやすい相談方法の検討を行うとともに、インターネットによる人権侵害に関する相談窓口の周知を強化し、誰もが安心して相談できる環境づくりを進めます。

●国・県の制度や近隣市町、各関係機関と連携し、発信者情報開示制度や削除手続きに関する情報提供を行う等、被害者支援の充実を図ります。

※6　デジタルリテラシー…「デジタル技術に関する知識やデジタル機器・サービスを利用する能力」（「三重県教育施策大綱」）

第３章　人権施策の推進体制

一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向けて、本市の人権施策を進めるため、全庁的な取組を進めます。また、市民及び関係機関等と連携・協働して人権尊重のまちづくりを積極的に進めます。

１　庁内の推進体制

人権施策の推進にあたっては、それぞれ分野別に策定されている個別の計画等と整合を図りながら、人権所管部署が中心になり、「人権施策推進会議」と連携して取組を進めていきます。

あわせて、すべての市職員が人権尊重の視点に立って職務を遂行できるよう、職員一人ひとりの人権感覚を磨き高めるため、研修の充実を図ります。

２　市民、県、国等との連携

市民や県、国等の関係機関や様々な主体との連携を図り、相互の協力体制の強化を図りながら社会全体で人権問題の解決に取り組みます。

３　亀山市人権施策審議会

「亀山市人権施策審議会」は、人権条例第７条に基づき、市長の諮問に応じ、人権施策に関する事項等を調査審議します。

４　基本方針の見直し

本基本方針に基づき、毎年進捗状況をまとめ「亀山市人権施策審議会」に対して報告し、課題や取組方法について検討します。また、人権に関する市民意識調査や実態調査を実施し、人権施策の進捗状況や社会情勢の変化等を捉えて基本方針の見直しを行います。